

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の広報・周知について

1 令和3年度の主な取組内容等

(1) 勉強会等

No	機関名等	実施月	参加者等	備考
1	こうち被害者支援センター	令和3年5月	20名	制度施行に合わせた勉強会の実施
2	市町村犯罪被害者等支援担当課 《担当課長会》	令和3年6月	34市町村 (総合的対応窓口担当課長)	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で書面による情報共有
3	《担当者会》	令和3年8月	34市町村 (総合的対応窓口の担当者)	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で書面による情報共有
4	こうち被害者支援センター (高知弁護士会)	令和3年12月	約40名	事案検討会に参加
5	高知県警察	令和4年2月	約10名	犯罪被害者等支援専科(研修)

(2) 関係機関への広報・周知等

No	概要	実施月	内容	備考
1	広報チラシの集中的配布	令和3年4月	チラシ2,000枚配布	・市町村担当課 ・支援関係機関 ・コンビニでの配布
2	ラジオ広報	令和3年5月	高知県犯罪被害者等支援に関する指針について	RKCラジオ「高知県からのお知らせ」5月19日放送
3	指針のリーフレットの作成	令和3年7月	8,000部作成	・市町村担当課 ・支援関係機関
		令和4年1月	「被害者の手引」の配布対象者への指針のリーフレット配布(県警察へ依頼)	
		令和4年2月	7月に配布した関係機関へ活用状況等の確認	
4	犯罪被害者支援関係機関連絡協議会において情報提供	令和3年6月、9月	協議会において情報共有	(構成員)※1 法テラス高知、高知弁護士会、高知県警察、高知地方検察庁、高知保護観察所、こうち被害者支援センター等
5	市町村の広報での周知	令和3年10月	市町村の広報に記事の掲載	10市町村
6	犯罪被害者支援連絡協力会において情報提供	令和3年11月	県の取組内容を発表	(参加機関)※1に加え 県立精神保健福祉センター、中央児童相談所、女性相談支援センター、心の教育センター、県立消費生活センター、高知県産婦人科医会、高知県看護協会等
7	補助金制度の紹介カード	令和4年3月	県制度の概要等を盛り込んだカードの作成	こうち被害者支援センターへの委託による補助金制度広報啓発資料

2 令和3年度第2回推進会議でいただいた意見（補助金の広報・周知に関する課題等）

- 対象となり得る被害者への周知件数（具体的な）を各機関別に調べる必要がある。
- 支援者は被害者への制度の周知だけでなく、「センターへつなぐ」ところまでです。
- 県民への周知も必要だが、被害者に接する支援機関への周知の徹底が重要である。

3 いただいた意見を踏まえた令和4年度の実施

- (1) 支援機関等が被害者へ補助金の説明等をしやすくするために作成した補助金紹介リーフレット等（こうち被害者支援センターに作成委託した補助金制度の広報啓発資料）の配布枚数等の在庫管理等により、周知件数を確認していく。
- (2) こうち被害者支援センター・性暴力被害者サポートセンターを周知する広報資料の作成・効果的な配布を拡充する。
※こうち被害者支援センターの認知度が上がることで、被害者を補助金をはじめとする必要な支援につなげることができる。
- (3) 支援機関での研修等の開催の働きかけや支援関係機関が実施する会議等の場で、補助金制度の周知のための時間をいただくなど、周知の機会を増やすことに努める。
また、補助金制度の説明は、該当者への支援に際し「センターへつなぐ」ところまでの支援を依頼するなど、補助金の利用につながるような内容とする。

4 令和4年度の広報・周知の対象及び予定

(1) 支援機関（支援内容別）グループ

グループ	機関名等	備考
1	こうち被害者支援センター	犯罪被害者等支援の専門機関 (県制度の相談窓口、申請の補助)
2	高知県警察	犯罪被害等の捜査機関 被害直後に被害者支援を行う機関
3	庁内関係課 市町村総合的対応窓口	行政機関の窓口 (制度周知等の取りまとめ窓口)
4	①法テラス ②高知弁護士会 ③高知県司法書士会 ④高知地方検察庁 ⑤高知地方裁判所 ⑥高知保護観察所 ⑦医療機関（産婦人科等）	犯罪被害者等へ常時支援にあたる機関
5	①児童相談所②女性相談支援センター ③心の教育センター	業務の中で、犯罪被害者等へ接する機会が（高頻度で）ある機関
6	上記以外の県内支援機関等	業務の中で、犯罪被害者等へ接する機会がある機関

※グループ1及び2については、令和3年度中に犯罪被害者等への情報提供等を徹底できており、令和4年度も周知内容等のバージョンアップを行うとともに、引き続き犯罪被害者等への制度の周知を依頼する。

(2) 研修会等のスケジュール

別添_補助金の周知のスケジュールを参照

補助金の周知のスケジュール（予定）

日時	会議名/研修名等 （※1）	周知実施主体 （※2）	対象者 （※3）	内容
4月	○補助金紹介リーフレット	センター	グループ2～6	補助金周知のためのリーフレットを、支援機関を通じ、補助金の対象となり得る被害者等へ配布
	○補助金周知依頼	県民生活課	グループ2～6	関係機関へ補助金の周知等に関する依頼
5月	★こうち被害者支援センター支援員向け研修	県民生活課	グループ1 （支援員等）	補助金の面接相談、申請補助等について、センターの支援業務として理解を進めるための研修
	犯罪被害者支援関係機関連絡協議会	県民生活課	グループ4 （各機関担当者）	警察、センター、法テラス、弁護士会、検察庁等犯罪被害者支援機関の定例会において、制度等を周知
	○ラジオ広報	県民生活課	県民全般	RKCラジオ「高知県からお知らせ」において、広く県民へ制度等を周知
6月	市町村犯罪被害者等支援担当課長会	県民生活課 センター	グループ3 （市町村担当課長）	34市町村の犯罪被害者等支援担当課の課長会（年1回）において、制度等を周知
	こうち被害者支援センター総会	県民生活課	グループ1	センターの総会において、センターの理事等に対し、高知県の取組の発表の中で制度等を周知
	○メールマガジン	県民生活課	グループ1～6	支援機関への情報発信（制度等を周知）
7月	庁内犯罪被害者等支援担当課長会	県民生活課	グループ3 （庁内担当課長）	県の取組等の説明の中で制度等を周知
	★こうち被害者支援センター相談員養成講座	県民生活課	グループ1 （支援員候補者）	センター相談員の養成講座のカリキュラムの中に、県の取組の講座（新設）において、制度等を周知
8月	市町村犯罪被害者等支援ブロック別担当者会	県民生活課 センター	グループ3 （市町村担当）	34市町村の犯罪被害者等支援担当課のブロック別（3ブロック）担当者会において、制度等を周知
9月				
10月	○メールマガジン	県民生活課	グループ1～6	支援機関への情報発信（制度等を周知）
	○各市町村広報紙	県民生活課 →市町村	各市町村の住民	制度周知に関する記事案等を市町村に情報提供し、各市町村で発行する広報紙に制度等に関する記事掲載をしていただき、住民の方への周知
11月	性暴力被害者支援医療従事者等研修	県民生活課	グループ4～6	性暴力被害者支援に係る支援者向けの研修において、県の取組発表の中で制度等を周知
	○犯罪被害者週間の広報	県民生活課	県民全体	県の広報紙、SNS、課ページ（HP）等において、犯罪被害者週間の広報と合わせ、制度等を周知
12月	犯罪被害者等支援機関協力会	県民生活課		県内の犯罪被害者支援機関協力会（構成50機関超）の定例会において、制度等を周知
1月				
2月	○メールマガジン	県民生活課	グループ1～6	支援機関への情報発信（制度等を周知）
3月				
未定	★警察 犯罪被害者支援専科（研修）	県民生活課	グループ2	警察官への研修等において、制度等を周知
	☆支援機関等での出前講座	県民生活課 センター	グループ5、6	支援機関等が実施する研修等へ参加し、制度等を周知
	○関係機関の広報等へ記事寄稿	県民生活課	県民全体	

（※1）

無印 当課が参加している会議、実施している研修等

★ 来年度新規に参加（希望）する会議等（会議等ある旨確認済み）

☆ 来年度新規に参加する会議等（現時点で参加の可否、予定等不明）

○ 広報紙、SNS等の広報媒体での周知

（※2）

センター：こうち被害者支援センター

（※3）

資料2_2ページ：4-（1）表を参照